

大館労働基準監督署発表
令和5年8月28日

【照会先】

大館労働基準監督署
署長 田村 功悦
安全衛生課長 千葉 知幸
(電話) 0186-42-4033

報道関係者 各位

【大館監督署】 化学物質による労働災害防止のための改正労働安全衛生法 施行令等に関する講習会の実施について

大館労働基準監督署（署長 田村功悦）は、化学物質による労働災害防止を目的とした講習会を下記により実施します。

◆講習会の目的

化学物質による労働災害の原因となった化学物資の多くが、特定化学物質障害予防規則など労働安全衛生に関する法令の規制対象外となっており、自立的に化学物質による労働災害防止を図ることが必要であります。

こうした状況を踏まえ、事業者がリスクアセスメントの結果に基づき、化学物質ばく露防止のための措置を適切に実施する制度の導入等に関する労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生規則の改正が行われました。本講習会では、リスクアセスメントの取組事項や労働災害防止対策に関して外部講師による説明を行います。

◆講習会の概要

- ・ 日時：令和5年9月8日（金） 午後2時から午後4時まで
- ・ 場所：大館市民文化会館「ほくしか鹿鳴ホール 中ホール」（大館市字桜町南45-1）
- ・ 対象：大館労働基準監督署管内（大館市、北秋田市、鹿角市、小坂町、上小阿仁村）の製造業の事業者
- ・ 内容：新たな化学物質の管理に対する法改正及びリスクアセスメントの実施手順について
(外部講師：中央労働災害防止協会 技術支援部)
- ・ 主催：大館労働基準監督署

◆お問合せ・お申込み先

大館労働基準監督署 安全衛生課（担当：尾野、千葉）
〒017-0897 大館市字三ノ丸6-2 TEL：0186-42-4033

報道機関の皆様には、労働災害防止に向けた取組について、関係者をはじめ県民に広く浸透するよう、取材・報道をお願いします。